

新たな（仮称）総合福祉法の制定を求める意見書（案）

我が国では、平成18年4月、障害のある人も障害のない人とともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。

しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担という仕組みを初め、さまざまな問題点が指摘され、その抜本的な見直しが求められている。

また、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、既に90ヶ国以上が批准を終えているが、我が国は、国内法が未整備のため、いまだ批准できていない状況である。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成22年12月の臨時国会で、障害者自立支援法の改正案が可決されたが、十分ではない。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、「権利としての地域生活」が保障されるためには、障害者自立支援法の改正にとどまることなく、抜本的に障害者制度を見直した法律である「（仮称）障害者総合福祉法」を着実に立法化する必要がある。

この8月30日、障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会で180時間を超える議論を経て「（仮称）総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が立場の違いを超えて55名の委員により全会一致でまとめられた。

提言にある「障害のある人もない人も、共に当たり前で生きることができる共生社会・インクルーシブな社会」「障がい者が自ら選んだ地域において、個々の状況に応じ自立生活を送り社会活動に参画できる社会」の実現のためには、障がい者が自らの選択により、必要な支援が利用できることが求められる。

以上の観点から、「（仮称）障害者総合福祉法」の確実な成立・施行を求めるとともに、障がい者が自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するため、国会および政府に対し以下について要請する。

記

1. 「（仮称）障害者総合福祉法」制定にあたり、推進会議および総合福祉部会がとりまとめた「（仮称）総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を尊重し、障がい者ら当事者の意見を十分に反映させること。
2. 「（仮称）障害者総合福祉法」において、障がい者の自立した地域生活が可能となる、質的・量的に充実した障害福祉施策の提供体制を確立すること。
3. 「（仮称）障害者総合福祉法」制定にあたり、障がい者福祉制度を充実させるため地方自治体の財源を十分確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛

兵庫県三田市議会